

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第152条第1項の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者を次のとおり定める。

平成25年4月11日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

1 広域連合長職務代理者の職名及び氏名

秋田県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長 栗林 次美

2 職務代理期間

平成25年4月12日から平成25年4月16日まで